

令和 8 年 7 月 28 日

意 見

委員 弁護士谷口太規

・これまでの会議・議論において、法テラスは、個々の法的紛争等について紛争当事者が法的専門家を利用しやすくするための仕組みを提供することに加えて、それ以上に、広く紛争予防や、課題整理、困難に陥った人たちを支える支援ネットワークの形成や調整等に役割を果たしつつあり、今後もそのような現在社会における様々なリーガルニーズに応える社会インフラ／社会保障制度的な役割が期待されていることが明らかになったと思われる。他方で、現在の総合法律支援法においてはこのような役割が十分に想定されておらず、もっぱら現場レベルでの実践が先行しているとも思える。

・有識者会議の後半においては、上記のような役割を法テラスが安定的・発展的に果たすために必要な制度的基盤（国費支出を含む新たな予算措置を念頭にした法改正あるいは新たな立法等が含まれる）を特定し、その実現のために歩むべきステップの策定、必要なリソースの確保、ステイクホルダーの関与の仕方等が、より具体的な形で協議されるべきと考えている。

・私案としての方向性についての（共同）提言を 8 月上旬を目処に座長宛に提出したいと考えている。

以上